

項番	種別	Q.質問	Q.回答
○共通事項			
1	共通	事業の対象期間について	新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関設備整備事業・外来対応医療機関設備整備事業：令和5年10月1日以降に契約・発注を行い、着手し、令和6年3月31日までに納品が完了する事業が対象となります。 外来対応医療機関確保事業：令和5年3月10日以降に契約・発注を行い、着手し、令和6年3月31日までに納品が完了する事業が対象となります。
2	共通	交付決定前に購入・整備したものは補助対象となるか。	上記対象期間の間に発注・納品したものであり、交付要項の目的に反しないものであれば補助対象となります。 ただし、対象外経費が含まれている場合や、申請額が予算額を超えた場合は満額補助ができない可能性もございますので、予めご了承ください。
3	共通	リースは対象になるか。	令和2年度以降に補助を受けた実績がなく、対象期間内の経費に限り対象となります。
4	共通	交付申請書を提出後に事業内容や物品変更があった場合、どのような手続きが必要か。	交付申請書（様式第1号）でご提出いただいた金額より上回る場合、変更承認申請書（様式第3号）の提出を速やかに行っていただく必要があります。別途ご案内いたしますので、下記連絡先までご連絡ください。
5	共通	入院医療機関設備整備事業と外来対応医療機関設備整備事業は同時に申請可能か。	可能です。ただし、共通する「HEPAフィルター付き空気清浄機」「HEPAフィルター付きパーテーション」「簡易ベッド」「個人防護具」「消毒経費（消耗品）」について申請される場合、それぞれ分けて申請・管理し、実績報告時でも分けてご報告ください。
6	共通	補助金で整備した設備について、感染症法の位置づけの変更に伴い不要となる設備を廃棄・転用・譲渡等する場合、どのような手続きが必要となるか。	○新型コロナウイルス感染症の終息後や感染症法上の位置づけの変更後においても、今後、新型コロナウイルス感染症が再拡大することも考えられるため、本交付金で整備した設備は、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは財産処分を行うことなく維持されること想定しています。 ○交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄する場合は、県の承認が必要となります。 ただし、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、元々、新型コロナウイルス感染症の終息後に廃棄することが予定されている場合は、交付の目的に反しているわけではないので、県の承認を受けずに廃棄することが可能です。 ○いずれにしても、元々、短期間で交付の目的を達成し処分することが予定されている設備については、購入ではなく、リースでの対応をご検討ください。 ○その上で、購入によらざるを得ず、交付の目的を達成したものととして廃棄することが適切な場合は、廃棄に係る経費対象期間中に行われたものについては補助対象となります。 ○なお、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付していただくこととなりますので事前にご相談ください。
7	共通	対象経費について、交換部品等は補助対象となるか。	整備した設備について、ランニングコストとなる消耗品や光熱費は補助対象外です。
8	共通	見積書等の写しを添付とありますが、全ての設備・備品の写しが必要か。	交付申請金額の確認のため全て必要となります。 また、ネット注文の場合など見積書の発行が難しい場合は、カタログや注文画面など、価格が分かるものを添付してください。
9	HEPAフィルター付き空気清浄機	家電コーナーなどにある数万円程度の空気清浄機は、「HEPAフィルター付き空気清浄機」として補助対象となるか。	交付要項にあるとおり「HEPAフィルターの付いた」「陰圧対応可能な」空気清浄機が補助対象となり、陰圧にして使える状態での整備を想定しています。 陰圧対応が出来ない整備の場合、返還となる可能性があります。前述の場合、HEPAフィルター付きパーテーションでの対応をご検討ください。
10	HEPAフィルター付き空気清浄機	設置に係る工事費は補助対象となるか。	陰圧化のための簡易なダクト工事費用のみ 対象経費に含まれます。
11	個人防護具	セット購入が難しく、グローブ・ガウンなどそれぞれのパーツを各々の個数で購入した場合は、どのように申請すればいいか。	申請に際しては、新型コロナウイルス感染症患者等の診察に携わる医療従事者や患者の人数分として必要な数量を計上してください。 また、個人防護具はマスク、ゴーグル、グローブなど様々なものから成り立っており、その消費の度合いも医療機関ごとに異なりますので、各医療機関様において、積算にあたっては考えを整理していただきますようお願いいたします。 例えば、100人分に対して、個人防護具が100セット必要であれば、その分を計上してください。 100人分に対して、マスク、ゴーグルなどが200セット必要であれば、その分を計上してください。 ただし、新型コロナウイルス感染症に対して必要かつ購入可能な見込みがある分だけを申請してください。
○新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関設備整備事業			
12	対象者	対象の医療機関はどこか。	県内の有床の医療機関が対象となります。 確保病床を有する医療機関のみならず、現時点で診療実績がなくとも、令和5年10月1日から令和6年3月31日の期間に入院実績があれば補助対象となります。 補助を受けた医療機関においては、新型コロナウイルス感染症患者を積極的に受け入れていただき、当該受入実績を確実にG-MISに入力していただく必要があります。
13	対象者	過去に当事業で補助を受けた場合、今年度も補助を受けることは可能か。	個人防護具のみ可能です。ただし、病棟単位（区画単位を含む）による対応から病室単位による対応に伴い、新規に必要な物品については申請可能です。
14	対象物品	「病棟単位（区画単位を含む）による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要な設備」とは、どのような設備が該当するか。	HEPAフィルター付きパーテーション等を想定しています。図面等をご提出いただき、新規に必要な設備の場所や種類について確認させていただきます。
15	人工呼吸器	「ネーザルハイフロー」に係る機器は人工呼吸器に含まれるのか。	「診療の手引き」によると、本事業の趣旨に合致するため、ネーザルハイフローに係る機器も人工呼吸器に含まれます。 （参考） https://www.mhlw.go.jp/content/000936655.pdf
○外来対応医療機関設備整備事業			
16	対象者	対象の医療機関はどこか。	県の指定を受けた「外来対応医療機関」が補助対象です。自院が指定を受けているかご不明な場合、保健所へお問い合わせください。
17	対象者	過去に当事業で補助を受けた場合、今年度も補助を受けることは可能か。	個人防護具のみ可能です。
18	個人防護具	申請にあたり補助上限数はあるか。	原則、単年度で500人分（1,800,000円）を補助上限とさせていただきます。 （変更交付申請時も同様の取り扱いとなります。）
19	簡易診察室	簡易診察室及び付帯する備品とは。	簡易診察室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来医療を提供する診察室を指します。
20	簡易診察室	付帯する備品の対象範囲は。	新型コロナウイルス感染症患者等を診察するために必要であって、簡易診察室と一体的に整備するものについては、付帯する備品として補助対象となります。 （例：エアコン、机、椅子、PC、検温器等）なお、付帯する備品のみの購入は補助対象外です。
21	簡易診察室	設置に係る工事費は補助対象となるか。	恒久的な資産価値を持たないような、簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置する臨時の簡易診察室にかかる工事費であれば補助対象となります。 ※既存施設の改修・増設をした場合の工事費については対象外となります。
22	簡易診察室	簡易診察室の申請に上限はあるのか。	簡易診察室と付帯する備品、これらの設置費用や電気工事費等を含め一式5,060,000円までです。また、簡易診察室一式に対して医師1人が対応と考えます。 例えば、3台申請する場合（過去の補助実績も含む）、医師3人が同時に診療を行うと考えられるので、事前に十分検討していただきますようお願いいたします。
23	簡易診察室	簡易診察室を設置するにあたり注意点はありますか。	新型コロナウイルス感染症対策に係る応急仮設建築物を3か月を超えて設置する場合は、特定行政庁の許可を受ける必要があります。 建築基準法に関する詳細は、別添「新型コロナウイルス感染症対策に係る応急仮設建築物について」を参照ください。
24	簡易診察室	9月30日までリースで設備整備を行っている医療機関は、10月1日以降対象となるのか。	令和2年度以降に本事業によって補助を受けた医療機関については、個人防護具を除いて、病棟単位（区画単位を含む）による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要な設備以外に補助対象外となることから、当該医療機関は、9月30日以前からリースによる設備整備を行っている場合は、10月1日以降、補助対象外となります。
○外来対応医療機関確保事業			
25	対象者	対象の医療機関はどこか。	令和5年3月10日以降に県の指定を受けた「外来対応医療機関」が対象です。当事業は初度設備の補助を目的とするため、過去に指定を受けたものの医療機関の都合により指定を解除し、再度3月10日以降に指定を受けた場合は対象になりません。
26	申請	同一の医療機関が同時に「外来対応医療機関設備整備事業」と当該事業の補助を受けることは可能か。	補助の性質が異なるため、可能です。
27	対象経費	「ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費」とあるが、 ①新たにホームページを整備する場合 ②他の改修と併せて「外来対応医療機関」である明記をする場合は、どの範囲が補助対象となるのか。	原則は、①②どちらの場合であっても、可能な限り外来対応医療機関であることを明記するための費用を分けていただき、当該費用を補助対象とします。
28	対象経費	「換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費」とは。	固定資産に計上される工事費は補助対象外です。外来対応医療機関の新設に必要な不可欠な初度設備の修繕であれば補助対象となります。 また、エアコンや空気清浄機などの物品の購入費は、「修繕費」ではないため補助対象外です。
29	対象経費	医療機器について、パルスオキシメーター以外にも認められるものはあるのか。	外来対応医療機関を新設するために真に必要な不可欠な医療機器であれば補助対象となります。ご購入を検討されている医療機器が対象となるかについては、カタログ・見積書等を添えて下記メールアドレスまでお問い合わせください。各医療機関からお問い合わせいただいた内容については、随時、厚労省へ確認をおこない共有させていただく予定です。
30	対象経費	非接触型サーモグラフィカメラの購入費について、それ以外の備品（ペダル式噴霧器等）は対象外となるのか。	非接触型サーモグラフィカメラの機能がなければ対象外となります。

【お問い合わせ】
保健医療部感染症対策課
疫学グループ 担当 佐本
TEL：029-301-3233
mail：yobo11@pref.ibaraki.lg.jp